

# 香川県および愛媛県における日本語指導が必要な 児童生徒への支援について

轟 木 靖 子  
高 橋 志 野  
山 下 直 子

## 1 はじめに

本研究は、小・中学校に在籍する、日本語を母語としない児童生徒に対する効果的な支援のあり方を探るため、香川県と愛媛県の小・中学校の状況の実態をふまえ、在留外国人の集住していない地域における当該児童生徒への支援について分析・考察をおこなうものである。

日本語を母語としない児童生徒とは、国際結婚等により両親あるいはどちらかの親が非日本語母語話者であったり、両親が日本人であっても海外で生育した等の理由により、日本語を母語とする環境で就学年齢を迎えない児童・生徒のことである。「帰国・外国人児童生徒」「外国にルーツを持つ子どもたち」とも呼ばれ、その多くが就学時に必要な日本語を身につけていないため、「日本語指導が必要な児童生徒」「日本語に通じない児童生徒」として、日本語の能力に応じた特別の指導をすることが、文部科学省の省令改正により特別の教育課程として平成26年4月より認められている。

日本語を母語としない児童生徒は、たとえ日本語が不十分であっても、日本国籍であれば小・中学校は義務教育となるため、一般の学校に入学することとなる。日本国籍でない場合は義務教育ではないが、子どもが学校へいかないうち成人になることは望ましくないことであり、外国籍であっても一般の小・中学校に通うケースが多くみられる。また、日本は子どもの権利条約に批准しており、国籍の区別なく子どもたちの教育の権利を保障することが求められている。

日本語指導を必要とする児童生徒は、日本国籍を有する場合と有しない場合で必要とされる対応が異なる場合がある。日本国籍の場合は、義務教育であるため、定められた学区内の学校へ通うことが求められ、行き先の学校や所属する市町村の教育委員会に当該児童生徒の存在が把握されやすい状況にある。いっぽう、日本国籍でない場合は義務教育ではないため、保護者の申請によって学校へ通うこととなる。そのため、一部には就学年齢に達しても学校へ通っていない、いわゆる不就学の子どもたちがいると考えられている。そのため、そのような不就学の子どもたちの実態把握や保護者への理解協力が重要となる。外国籍であっても学校へ通っていれば、日本語指導や教科学習の支援等を受ける機会は日本国籍の場合と差はないと思われる。

文部科学省の統計によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は平成26（2014）年度調査では全国で29,198人、学校数は6,137校にのぼり、過去最多となった。とくに東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪等の都市部に加え、岐阜、静岡、愛知、三重でも1000人を超えている。これに対して四国各県はいずれも100人には満たないものの、香川県では98人（前回調査時比148.5%）と増加傾向にある。四国に限らず、当該児童生徒の少ない地域では、必要とされる児童生徒への支援をシステム化したり、必要とされる人材を

潤沢に得ることはより困難となり、各現場での対応にまかされる傾向が強いといえる。しかしながら、支援が必要とされる児童生徒が少なれば少ないなりに、効果的な支援に関するノウハウを共有することで現場の負担を軽減することも可能となるはずである。平成26年度女性研究者活動支援事業（連携型）における共同研究プロジェクト「日本語を母語としない児童・生徒に対する日本語支援のあり方に関する研究」および平成27年度女性研究者活動支援事業（連携型）における共同研究プロジェクト「四国における外国人居住者のための地域日本語支援のあり方に関する研究」は、いずれも外国人居住者が集住しているとはいえない地域でより良い支援の方策を考えることを目的として取り組んだものである。

本稿では、香川県および愛媛県における日本語指導を必要とする児童生徒への支援についての現状の分析をおこない（注1）、今後の効果的な支援のあり方について考察をおこなう。

## 2 香川県における支援について

文部科学省（2015a）「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査（平成26年度）」によると、香川県の当該児童生徒数は98人、学校数も38校となっている。これはその前の調査の66人27校と比べると大幅な増加であるといえる。内訳をみると、小・中学校のみでは前回調査時（平成24年度）は65人26校であったのが、89人33校に増加しているだけでなく、現在では高等学校や特別支援学校に通う児童生徒もいることがわかる。

平成27年5月時点で高松市内の小・中学校に通う当該児童生徒は43名、市内の小・中学校71校のうち18校に在籍しており、約4校に1校の割合で日本語指導が必要な児童生徒がいる計算になり、香川県内の当該児童生徒の半数近くが高松市内に居住しているということになる。母語は主として中国語が多く、ほかにフィリピン語、英語のほかネパール語、スペイン語等の話者もいるということである。高松市では6名の日本語指導員の派遣のほか、日本語サークル「わ」の会と連携した取り組み（委託事業）をおこなっており、学校からの要請に応じてマッチングをおこない、対象となる児童生徒の担当者を決定する。多くの場合、学校を訪問して日本語の指導がおこなわれるが、派遣されたスタッフがその児童生徒の母語を使ってコミュニケーションを取ることで心理的ストレスを軽減する役割を担うこともあるという。

また、高松市以外の地域については、主として県がサポートを担うことが多く、県教育委員会の担当者が支援を必要とする小・中学校の情報をもとに、特別非常勤講師（日本語指導）を派遣するほか、香川県国際交流協会（アイバル香川）から日本語学習支援や通訳ボランティアの派遣も行われている。平成27年度中、県からは17校に派遣がおこなわれ、取り出し指導あるいは通常のクラスへの入り込み指導も実施されている。香川県国際交流協会からの派遣は5校で、そのうち3校が県、2校が県内市町村からの要請によるものである。

## 3 愛媛県における支援について

文部科学省（2015a）によると、愛媛県の当該児童生徒数は27名、学校数は17校となっている。その前の調査時（平成24年5月）では33名、27校となっていることから、全体の数は減っているものの、支援を必要とする児童生徒は同じ学校へ集まる傾向にあることが読み取れる。この中で、松山市では、日本語指導を必要とする児童生徒への支援を目的とした日本語支援員の制度が設けられており、これは小・中学校の児童生徒をサポートする学校生活支援員の制度の中に位置付けられ、平成27年度（12月現在）は18名の日本語支援員により当該児童生徒への支援がおこなわれている。この日本語支援員による活動は、多くの場合、その児童生徒の母語が出来るスタッフが通常クラスへ入り指導をおこなうもので、当該児童生徒が

日本人児童生徒との学校生活を送る中で支援が受けられるよう工夫されている。

## 4 分析と考察

### 4.1 日本語指導を必要とする児童生徒数の内訳

文部科学省（2015b）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）の結果について」（以下、「H26年度文科省調査」とする）によると、平成26年5月1日現在、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は29,198人で、前回調査時の27,013人に比べて2,185人、8.1%の増加となった。また、文部科学省（2015c）「学校基本調査」では、平成26年5月1日現在、公立学校に在籍している外国人児童生徒数は73,289人でこちらも平成24年度より1,744人、2.4%の増加となっている。数字の比率で見ると、ほぼ外国人児童生徒の2.5人に一人が日本語指導が必要ということになる。同調査の結果では、香川県の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に通う外国人の在学者は262人で、先に述べた香川県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数98人との比率をみると、2.6人に一人が日本語指導が必要ということとなり、全国の比率とほぼ変わらないと考えられる。

いっぽうで、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は7,897人で前回調査時平成24年度より1,726人、28.0%もの増加となっているが、海外からの帰国児童生徒は1,535人で全体の19.4%で、前回調査時平成24年度より5.1ポイント減少している。これは、帰国児童生徒ばかりでなく、日本国籍を含む重国籍の場合や保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合などが考えられ、「日本語指導が必要な児童生徒」といっても様々な背景があることが伺える。

平成26年度の当該児童生徒の都道府県別の数値に着目すると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、四国全体では181人であるが、これは2年前の前回調査時（平成24年度）と比べて1人増にしかすぎず、香川県のみが66人から98人に増加している（表1）。また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も、香川県と高知県はそれぞれ26人→33人、12人→21人に増加しているが、四国全体では104人から85人に減少している。これらの結果から、四国の中でも偏りがあることがわかる（表2）。

### 4.2 日本語指導・支援の方法と内容

H26年度文科省調査によると、各市区町村教育委員会は特別の教育課程（後述）による日本語指導の実施に必要な取組として「日本語指導の体制整備」を選んだ教育委員会が最も多く、全体の7割から8割を占めている。実際におこなわれている施策の実施状況の調査では、指導体制の整備として小・中学校では324の市区町村で児童生徒の母語を話せる支援員の派遣がおこなわれており、先にみた高松市、松山市の支援はこれに含まれると考えられる。また、児童生徒の母語は全体ではポルトガル語を母語とする者が28.6%と最も多く、中国語（22.0%）、フィリピン語（17.6%）、スペイン語（12.9%）の4言語で全体の80.4%を占めている。香川県ではスペイン語とフィリピン語がそれぞれ30人、中国語が23人となっており、ポルトガル語は5人と少ないものの、中国語、スペイン語、フィリピン語の占める比率の高さは全国の構成に近いといえる。愛媛県は27人中7人が中国語、6人が英語、フィリピン語が4人となっており、若干英語を母語とする児童生徒の比率が高いといえる（表3）。

これまで日本語教育の分野では、留学生や社会人など日本の大学で学ぶ、あるいは会社で働く外国語母語話者を念頭に教育内容を考えることが中心であった。留学生教育の場合、多くは中国を中心とした漢字圏出身者も多く、日本語教師の中には非漢字圏母語話者への教育経験が少ない者も珍しくないと考えられ



る。しかしながら、今回取り上げた日本の学校で学ぶ日本語指導が必要な児童生徒は、漢字圏出身者の比率はかならずしも高いとは言えず、さらに小・中学校での教科内容の理解との関連や、当該児童生徒の心理面や生活面でのケア等、ただ「日本語を教える」だけではない支援が期待されることも多い。さらに、これまで日本で実施されてきた留学生や社会人対象の日本語教育は主として媒介語を使用しない、日本語による日本語指導が中心であった。これは、一つの教室で様々な母語話者が学ぶという実態に対応するうえで有効な方法であるが、これも、日本の学校で学ぶ児童生徒に対する日本語支援という側面から見ると、媒介語を使ったコミュニケーションを通じた指導が効果を上げる場合も多く、先に見た調査結果からもそのような支援をおこなっている自治体も多いといえる。当該児童生徒の学習や発達面から見た場合、一つの言語で確かな言語能力と知識を習得することで、十分な思考能力を身につけることができるということもあり、これは母語の継承という側面でも重要である（友沢（2015））。

また、平成26年4月より、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年文部科学省令第2号)及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」に基づき、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導を特別の教育課程により実施することができるようになった。これは、これまで放課後等の時間を利用しておこなっていた「補講」が「正規の授業」として扱われることが可能となったということであり、当該児童生徒の支援体制が整えられつつあると考えられる。いっぽうで、単位の認定という側面からは教員免許を取得した教員が指導に当たることが求められ、かならずしも簡単には解決できない問題を含んでいる。

また、言葉の習得の面から見ると、小・中学校に在籍する児童生徒は日常生活に必要な言語の習得は保護者に比べると圧倒的に早いものの、教科の理解に必要な言語の習得は難しい傾向があると言われている。教科で学ぶ内容を理解していても、そこで用いられる語がわからないために授業についていくことが難しいケースもある。例えば $5 + 3 = 8$ という足し算の概念を理解していても

「太郎さんはあめを5個持っています。そこへ次郎さんが来てあめを3個くれました。全部でいくつになりましたか」

という文章題には「たす」という言葉が一度も出てこないほか、また「あめ」「くれる」「全部で」「(いくつ)になる」等、日本語の初級段階では教わらない表現が盛り込まれていることを教える側は理解しておく必要がある。

また、算数の計算では筆算の仕方が国によって異なるケースもあり（轟木・山下（2015））、当該児童生徒の日本語能力だけでなく、教科学習の状況についてもきめ細かな把握と配慮が必要となる。

今後日本語指導が必要な児童生徒は増えることが予想され、また当該児童生徒が少ないと言われている地域であっても、個々の状況に対応しつつ、学校や地域が協力する中で支援を継続する体制を整えることが重要である。また、学校に来ることなく生活している外国にルーツのある子どもたちも含めた支援体制についても将来的に考える必要がある。

**謝辞** 本稿の作成にあたり、松山市教育委員会、香川県教育委員会、高松市教育委員会、愛媛県国際交流協会、香川県国際交流協会の担当者の方にお話を伺いました。お忙しい中お時間を割いてくださいました皆様方に深く感謝申し上げます。

**付記** 本研究は、平成26年度女性研究者活動支援事業（連携型）における共同研究プロジェクト「日本語

を母語としない児童・生徒に対する日本語支援のあり方に関する研究」および平成27年度女性研究者活動支援事業（連携型）における共同研究プロジェクト「四国における外国人居住者のための地域日本語支援のあり方に関する研究」による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 本文中2章、3章の記述は、文部科学省および法務省、地方自治体のホームページで公開されている情報と各自自治体等担当者へのインタビュー調査の内容をもとにしている。

## 引用文献・参考ウェブサイト

香川県教育委員会（2015）「教育統計年報26年度版 香川県教育委員会 学校基本統計 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 外国人の在学者数」(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/somu/pdf/statistics/26-00/26-01kihon/21.pdf>)

轟木靖子・山下直子（2015）「日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援について－学生ボランティアの活動をとおして－」第23回日本語日本文化教育研究会研究発表会資料（2015.7.11, 於：大阪大学）

友沢昭江（2015）「外国にルーツを持つ児童・生徒・学生の教育のあり方－日本語、母語（継承語）、学力の面から考える－」平成27年度日本語教育学会研究集会（四国地区）講演資料（2015.10.24, 於：香川大学）

文部科学省（2014）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)

文部科学省（2015a）「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/nihongo/1266536.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/nihongo/1266536.htm)

文部科学省（2015b）「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」の結果について  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/\\_icsFiles/afeldfile/2015/06/26/1357044\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afeldfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf))

文部科学省（2015c）「学校基本調査」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第2号）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afeldfile/2014/01/14/1343186\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2014/01/14/1343186_3.pdf)

「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afeldfile/2014/01/14/1343186\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2014/01/14/1343186_4.pdf)

表1 四国各県の日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校種別在籍状況（文部科学省（2015a）より抜粋）（児童・生徒数：人、学校数：校）

	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合計		前年度比 [%]		合計 (H24. 5. 1)	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒	学校	児童生徒数	学校数
徳島県	25	7	11	9	1	1	0	0	0	0	37	17	56.9	60.7	65	28
香川県	64	19	25	14	4	3	0	0	5	2	98	38	148.5	140.7	66	27
愛媛県	20	10	7	7	0	0	0	0	0	0	27	17	81.8	63.0	33	27
高知県	12	8	6	3	1	1	0	0	0	0	19	12	118.8	133.3	16	9
全国計	18,884	3,790	7,809	1,897	2,272	384	56	1	177	65	29,198	6,137	108.1	106.5	27,013	5,764

表2 四国各県の日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況（文部科学省（2015a）より抜粋）（児童・生徒数：人、学校数：校）

	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合計		前年度比 [%]		合計 (H24. 5. 1)	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒	学校	児童生徒数	学校数
徳島県	18	16	4	2	0	0	0	0	0	0	22	18	43.1	90.0	51	20
香川県	31	17	0	0	0	0	0	0	2	1	33	18	126.9	112.5	26	16
愛媛県	5	5	4	3	0	0	0	0	0	0	9	8	60.0	72.7	15	11
高知県	17	9	4	1	0	0	0	0	0	0	21	10	175.0	111.1	12	9
全国計	5,899	2,144	1,586	713	332	136	31	1	49	28	7,897	3,022	128.0	119.7	6,171	2,525

表3 四国各県の日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況（文部科学省（2015a）より抜粋）（児童・生徒数：人）

	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	その他	計
徳島県	3	2	0	6	1	0	16	37
香川県	3	0	30	30	0	5	7	98
愛媛県	6	2	0	4	0	0	8	27
高知県	1	0	0	4	0	1	2	19
全国計	777	614	3,576	5,153	1,215	8,340	3,113	29,198